

都筑区寄り添い型学習支援事業 委託仕様書

1 件名

令和5年度都筑区寄り添い型学習支援事業に係る委託

2 根拠規定

横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱（平成28年2月18日健生支第2495号）

都筑区寄り添い型学習支援事業実施要綱（平成25年8月26日都筑こ第2012号）

3 履行期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※ 業務の実績により、予算の範囲内で令和5年度から最長5年間継続することができる。

4 履行場所

都筑区寄り添い型学習支援事業を受託する民間法人等（以下「運営法人」という。）の履行場所は、次のとおりとする。なお、このほかの場所を加えて実施する場合には、区と協議のうえ定める。

(1) 横浜市都筑区福祉保健活動拠点「かけはし都筑」（横浜市都筑区荏田東4-10-3）

(2) 葛が谷地域ケアプラザ（横浜市都筑区葛が谷16-3 1階）

5 事業目的

支援を必要とする家庭の中学生及び高校生を対象に「横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱」（以下「市要綱」という。）及び「都筑区寄り添い型学習支援事業実施要綱」（以下「区要綱」という。）に基づき、学力向上や高校進学のための学習支援及び相談事業、また、高校進学後においても進路選択や生活設計等に関する相談を実施し、自立に向けた基盤づくりと将来の選択肢を広げるための継続的支援を目的とする。

6 運営法人の事務所等

区との連絡調整や本事業を利用する中学生及び高校生への支援が円滑に実施できるよう、市内又は近隣に事務所又は事業所を有する。

7 業務体制

(1) 人員配置

運営法人は、市要綱及び区要綱の主旨を十分理解し、次のとおり人員体制を整えなければならない。なお、統括責任者とコーディネーターは1名による兼務を可とする。

ア 統括責任者 1名以上

運営法人の事業統括者であり、事業に関する計画・立案、進行管理を行う。また、利用者や保護者との相談対応、状況確認・報告、支援スタッフの採用及び指導・育成、区・学校等関係機関との連絡調整を行う。

イ コーディネーター 1名以上

履行場所における責任者であり、利用者の出欠確認及び連絡・相談対応、支援スタッフとのマッ

チング、支援スタッフへのアドバイスや利用者との対応フォロー、実施記録の作成・管理などを行う。利用者との関係構築につとめ、状況に応じて個別面談や支援内容・方法の相談を行う。

ウ 支援スタッフ 必要数

学習目標や進捗状況及び生活面についてコーディネーターと情報共有しながら、学習支援や個人記録作成を行う。

(2) 配置上の留意点

ア コーディネーターは、開設時間には履行場所にいないといけない。

イ 支援スタッフは、中学生にあっては1名又は2名に対して1名を、高校生にあっては5名に対して1名を配置することを基本とし、区と協議の上、配置する。

ウ 支援スタッフは、主要5教科に対応できるよう配置する。

8 業務項目

(1) 中学生への学習支援

ア 対象者

中学1年生から3年生とその保護者、都筑福祉保健センター長が認めた者

イ 個別学習支援

(ア) 定員及び開設日、開設時間

対象者	定員	開設日	開設時間
中学生	各曜日 20名程度	火曜日（葛が谷地域ケアプラザ）	午後6時30分から午後8時30分
		水・金曜日（かけはし都筑）	

※ 開設日は、別添「令和5年度 都筑区寄り添い型学習支援事業 開催日一覧」のとおりとする。但し、天候等の影響により事業者の責によらない事由により開設できない場合は、区役所と協議のうえ定める。

※ 開設時間の前後30分程度は準備、片付け、打合せ等の時間にあてることとする。なお、開設時間を延長又は短縮する場合には、区と協議のうえ定める。

※ 利用回数は、原則、中学3年生は最大週2回、中学1年生及び2年生は週1回とする。

ただし、事業の利用状況に応じて中学1年生及び2年生が週2回利用することも可とする。

(イ) 学習支援方針

学習の習熟度に合わせて、次のとおり継続的支援を行っていく。

- a 高校進学に向けた支援
- b 学校の勉強の復習・宿題等の習慣づけ
- c 基礎的な内容の学び直し
- d 到達レベルの確認や模擬試験の実施
- e 必要に応じた教材選択の助言
- f 志望進学先に関する情報提供

(ウ) 実施上の留意点

運営法人は区と協議のうえ、学習意欲の喚起又は進学に向けた指導・助言、情報収集のため、履行場所や実施日以外でも学習の機会等を設けることができる。

ウ 個別相談支援

- (ア) 支援の実施にあたり原則年2回以上、対象者及び保護者と面談を行う。
- (イ) 区と協力し、適宜必要に応じて家庭への個別訪問等により支援を行う。
- (ウ) 利用者から学習の進捗や支援に関する感想や意見等ニーズの把握に努める。

(2) 高校生等への定着支援

ア 対象者

本事業に参加していた高校生等とその保護者、都筑福祉保健センター長が認めた者

イ 定員及び開設日、開設時間

対象者	定員	開設日	開設時間
高校生	各曜日5名程度	火曜日（葛が谷地域ケアプラザ）	午後6時30分から午後8時30分
		水・金曜日（かけはし都筑）	

- ※ 開設日は、別添「令和5年度 都筑区寄り添い型学習支援事業 開催日一覧」のとおりとする。但し、天候等の影響により事業者の責によらない事由により開設できない場合は、区役所と協議のうえ定める。
- ※ 開設時間の前後30分程度は準備、片付け、打合せ等の時間にあてることとする。なお、開設時間を延長する又は短縮する場合には、区と協議のうえ定める。

ウ 支援方針

対象者から学校生活や将来の進路選択等に関する相談があった場合は、必要に応じて情報提供や助言を行う。また、自習等ができるよう居場所の提供を行う。

(2)の2 高校生世代支援

ア 対象者

前号の定着支援に参加している高校生その他都筑福祉保健センター長が認める者

イ 実施回数、実施日及び実施時間

年4回程度とし、実施日及び実施時間については、その都度運営法人及び区の協議により定める。

ウ 実施内容

対象者が将来の選択肢の幅を広げる等のため、進学や就職等に対する情報提供をするための講座を次のとおり実施する。なお、具体的な実施内容については、その都度運営法人及び区の協議により定める。

- (ア) 講座A 様々な分野における専門的な講師から講義等を受けた対象者が、進路選択に必要な情報や知識を身に付け、自らの将来の選択肢の幅を広げるために行う講座
- (イ) 講座B 大学生等の講師から進路選択時の体験談等を聴き、対象者が自らの進路選択に関し、より具体的に考えられるきっかけづくりのために行う講座
- (ウ) 講座C 大学や企業等、実際に現場を訪れ、将来の自分を想像し、進学や就職に関する機運を高めるために行う講座

(3) 区との連携

ア 運営法人は区に対し、業務の進捗状況及び支援状況等の報告を毎月行う。また、本事業に係る経理状況の報告を四半期ごとに行う。

イ 運営法人は区の求めに応じて、生活困窮者自立支援法に基づくセーフティネット会議へ出席する。

ウ 必要に応じて相互に連携を図りながら、支援・実施方法等を協議する。

9 安全管理

運営法人は、危険を防止する措置を講じるとともに、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努め、対応マニュアル等を作成する。また、事故等の発生時には迅速かつ的確に対処するとともに、区及び保護者に直ちに連絡しなければならない。また、区要綱に定める事故報告書を速やかに提出しなければならない。

なお、運営法人は、事業実施上の瑕疵により、本事業の対象となる中学生及び高校生、その他の第三者に損害を与えた場合にはその損害を賠償する。そのため、必要な範囲で傷害保険等必要な損害保険に加入しなければならない。

10 情報の取扱いに関する事項

(1) 個人情報保護の措置

ア 個人情報の管理と取り扱いについて

運営法人は、業務の実施にあたり、個人情報の取り扱いについては本市の「個人情報取扱特記事項」の規定を遵守し、適切に管理しなければならない。

イ 研修の実施

運営法人は、事業対象者に関わる者が支援に携わる前に、個人情報保護の研修を実施しなければならない。

ウ 誓約書の徴取

運営法人は、個人情報を適切に取り扱う旨の誓約書を、事業対象者に関わる者が支援に携わる前に取り交わすこととする。

(2) 電子計算機により情報を取り扱う場合の措置

運営法人は、業務の遂行にあたり電子計算機により情報を取り扱う際には、別添の「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」の規定を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

運営法人及び従事者は、この業務の実施により知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この業務に従事しなくなった後も同様とする。

11 事業実績等の報告

運営法人は、市要綱の定めに基づき、報告書等を提出する。

12 事業実施にあたってのその他の確認事項

(1) 事業の実施にあたっては、契約書・仕様書のほか、市要綱及び区要綱の各種規定に基づくとともに、関係法令を遵守するものとする。

(2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止する。

(3) 運営法人は、関係書類及び次に掲げる帳簿等を受託者の事務所内に備え付け、常時記録を保管し、必要に応じて区に報告する。

ア 契約書（写）及び仕様書

イ 会計関係書類

ウ 事業計画

エ 事業実施記録、統計

オ 利用者関係書類

カ その他必要書類

(4) 運営法人は、仕様書に明記がない場合であっても、市要綱及び区要綱の趣旨に照らし必要と認められる業務は、区と協議の上誠実に履行するものとする。



(5) 運営法人は、本業務の遂行にあたり必要に応じて、区との協議を申し入れることができる。

(6) その他疑義がある場合には、別途区と協議することができる。

13 事業実施に係る経費の算出

事業実施に係る経費については、仕様書及び関係書類の内容を踏まえ、運営法人が見積書を作成するものとする。

令和5年度 つづきINFINITYスクール日程表

社会福祉協議会かけはし：  …水曜  …金曜

葛が谷地域ケアプラザ：  …火曜

4月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月						
月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月						
月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月						
月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月						
月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月						
月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月						
月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12月						
月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月						
月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

3月						
月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31